

青森県報

号外第七十一号

平成十八年
七月十四日
(金曜日)

目次

人事委員会

平成十八年度青森県職員採用初級試験公告..... (職 員 課) ... 1

平成十八年度青森県警察官採用試験 (警察官B) 公告..... (回) ... 3

公安委員会

警備員指導教官責任者講習 (特別措置講習) の実施..... (生 活 安 全 課) ... 7

人事委員会

平成18年度青森県職員採用初級試験公告

平成18年度青森県職員採用初級試験を次のとおり実施するので、人事委員会規則6 - 15 (職員の任用に関する規則) 第10条の規定により公告する。

平成18年7月14日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

1 試験の種類及び程度

- (1) 種類 職員採用初級試験
- (2) 程度 高等学校卒業程度

2 試験職種、採用予定人員及び職務の内容

受験者は、「一般事務」、「教育事務」及び「警察事務」の3職種のうち第3志望まで選択することができる。

試験職種	採用予定人員	職 務 の 内 容
一般事務	1人程度	知事部局の本庁又は出先機関において一般事務に従事する。
教育事務	5人程度	県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において一般事務に従事する。
警察事務	4人程度	警察本部又は警察署において一般事務に従事する。

3 受験資格

- (1) 昭和60年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者で、活字印刷文による出題に対応できる者
- (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。
 - 日本の国籍を有しない者
 - 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者
 - ・ 成年被後見人及び被保佐人 (準禁治産者を含む。)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、場所及び合格発表

試 験	試 験 日 (開始時刻)	場 所		合 格 発 表	
		試験地	試 験 会 場	発表日	発表方法
第1次 試 験	9月24日 (日) (午前9時10分)	青森市	青森県立青森戸山高等学校	10月6日 (予定)	合格者に書面で通知するほか、合格者の受験番号を青森県庁及び県内各地域県民局等の掲示板に掲示する。
		弘前市	青森県立弘前高等学校		
		八戸市	青森県立八戸工業高等学校		

第2次試験	10月下旬	青森市	青森県庁舎内	11月中旬	また、ホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。(http://www.pref.aomori.lg.jp/jinji-i/saiyou.html)
-------	-------	-----	--------	-------	--

5 試験の種目及び内容

試験	種目	内容	
第1次試験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高校卒業程度の五枝択一式による筆記試験を行う。 (50題、2時間)	解答は、マークシート方式により行う。
	適性試験	計算等の能力について、五枝択一式による筆記試験を行う。 (120題、15分)	
第2次試験	作文試験	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。 (内容、論理性・思考力、構成・表現、国語力を評価)	
	面接試験	主として人物について、集団面接及び個別面接により試験を行う。 (協調性、積極性、堅実性、表現力、態度等を評価)	
	適性検査	公務員としての適性について、性格検査法による検査を行う。	
	身体検査	身体検査書に基づき、職務の遂行に必要な健康度について検査を行う。	

6 試験の配点の基準

第1次試験			第2次試験				合計	合計
教養試験	適性試験	計	作文試験	面接試験	適性検査	身体検査		
66.7	33.3	100.0	40	60	適否	適否	100	200

1. 表中「適否」とあるのは合否基準を設定し、その基準を満たす必要があるものである。

2. 身体検査の合否基準では、医療機関等において検査した身体検査書により「就業に支障がない」ことが必要である。

7 最終合格者の決定方法

最終合格者は、試験種目別で設定している合否基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

8 受験の手続及び受付期間

(1) 受験の手続

受験申込用紙の入手方法	直接請求する場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各地域県民局地域連携室、五所川原県税事務所、十和田県税事務所、西北地方農林水産事務所（鱒ヶ沢庁舎）、青森県東京事務所、本県の各県外情報センター及び県内各警察署で配布する。
	郵送で請求する場合	封筒の表に「初級試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角2号)を同封のうえ、青森県人事委員会事務局に請求すること。
受験申込方法	ダウンロードする場合	ホームページから受験申込用紙をダウンロードすること。
	直接持参する場合	受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼って青森県人事委員会事務局に提出すること。
受験申込方法	郵送する場合	封筒の表に「初級試験申込」と朱書きし、簡易書留又は配達記録で青森県人事委員会事務局に送付すること。受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼ること。受験申込書及び受験票は、折らずに郵送すること。
	受験票の交付	受験票は、受験申込書の持参、郵送を問わず9月8日(金)に発送する。 なお、受験票が9月15日(金)までに返送されない場合は、速やかに青森県人事委員会事務局に連絡すること。

(2) 受付期間

8月7日(月)から9月1日(金)まで(ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。)

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
 郵送の場合は、9月1日までの消印のあるものに限り受け付ける。

申込受付期間終了後の試験職種、志望順位又は試験地などの変更は認めない。

9 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) 採用候補者名簿の作成

この試験の最終合格者は、青森県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載される。

(2) 採用の方法

採用者は、青森県知事等各任命権者からの請求に応じて成績順に提示される採用候補者名簿の中から決定される。

採用の時期は平成19年4月1日以降となるが、本人が辞退しない限りほぼ全員が採用となっている。

採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間である。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人（ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。）が、下表に掲げる書類を持参のうえ、青森県人事委員会事務局へ直接請求すること。

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受け付けない。）

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位	第1次試験合格発表の日から1週間	青森県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1週間	

〔受験者本人が請求する場合に必要な書類〕
 受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）
 〔受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類〕
 受験者本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類

（法定代理人自身の運転免許証、旅券等）並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）

11 初任給その他の給与

初任給は、138,400円程度（平成18年4月採用の高校新卒者の場合）であり、6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。（平成18年度は給料の2%が減額されている。）

平成18年度青森県警察官採用試験（警察官B）公告

平成18年度青森県警察官採用試験（警察官B）を次のとおり実施するので、人事委員会規則6-15（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。

なお、当該試験の実施に当たって、青森県警察官採用試験（警察官B（男性））第1次試験については、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び警視庁と共同で行うものとする。

平成18年7月14日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

1 試験の種類及び程度

- (1) 種類 警察官採用試験（警察官B）（以下「警察官B試験」という。）
- (2) 程度 高等学校卒業程度

2 採用予定人員及び職務の内容

(1) 採用予定人員

種類	区分	青森県	埼玉県	千葉県	神奈川県	静岡県	警視庁
警察官B試験	男性	41人程度	2人程度	2人程度	2人程度	2人程度	2人程度
	女性	2人程度					

（警察官B試験（男性）受験者は、上記都県の中から第2志望まで選択することができる。ただし、青森県を第2志望とすることはできない。）

(2) 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、

交通の取締、その他公共の安全と秩序の維持に当たる。

3 受験資格

(1) 受験資格は次のとおり

試験区分	実施機関	受 験 資 格	
		年 齢	学 歴 等
警察官B (男性)	青 森 県	昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者	学校教育法による大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成19年3月31日までに大学を卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)を除く。
	埼 玉 県 千 葉 県 神 奈 川 県 静 岡 県	昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者	
	警 視 庁	昭和51年9月26日から平成元年4月1日までに生まれた者	
警察官B (女性)	青 森 県	昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者	

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

日本の国籍を有しない者

地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

- ・ 成年被後見人及び被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、場所及び合格発表

試 験	試 験 日 (開始時刻)	場 所		合 格 発 表	
		試験地	試験会場	発表日	発表方法
青 森 県	第1次試験 9月24日(日) (午前9時10分)	青森市	青森県立青森戸山高等学校	10月6日 (予定)	合格者に書面で通知するほか、合格者の受験番号を青森県庁、青森県警察本部及び県内各警察署等の掲示板に掲示する。 また、ホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 (http://www.pref.aomori.lg.jp/jinji-i/saiyou.html)
		弘前市	青森県立弘前高等学校		
		八戸市	青森県立八戸工業高等学校		
第2次試験	11月上旬	青森市	青森県警察本部 青森県警察学校	11月下旬	
青森県以外	第1次試験	青森県と同じ		10月下旬	
	第2次試験	11月中旬	青森市	青森県立青森商業高等学校	12月下旬 、 2月中旬

青森県以外の都県の合格発表日については、志望する都県によって異なるので、それぞれの都県に問い合わせること。

5 試験の種目及び内容

試 験	種 目	内 容
第1次試験	教 養 試 験	警察官として必要な一般的知識及び知能について、高校卒業程度の五枝択一式による筆記試験を行う。 (50題、2時間) 解答は、マークシート方式により行う。
	作 文 試 験	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。 (内容、論理性・思考力、構成・表現、国語力を評価)
	面 接 試 験	警察官に適する人物かどうかについて、集団面接及び個別面接により試験を行う。

第2次試験	適性検査	(姿勢態度、表現力、判断力、積極性、堅実性等を評価)		
	体力検査	警察官としての適性について、性格検査法による検査を行う。		
身体検査 (右の基準により検査を行う。)		男性 (青森県の場合)	女性	
	身長	160cm以上であること。	150cm以上であること。	
	体重	47kg以上であること。	/	
	胸囲	78cm以上であること。		
	視力	両眼とも視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。		
	色覚	正常であること。		
	その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。		
	上記項目のうち、視力については当日会場で検査し、その他の項目については医療機関等において検査した身体検査書の提出を求める。			
受験資格等の調査	受験申込書の記載事項の真偽等について調査する。			

警察官B試験(男性)の身体検査では、志望する都県によって多少基準が異なるところがあるので、青森県警察本部警務課に問い合わせること。

6 試験の配点の基準

第1次試験		第2次試験						合計
教養試験	計	作文試験	面接試験	適性検査	身体検査	体力検査	計	
100	100	20	150 (適否)	適否	適否	30 (適否)	200	300

- 表中「適否」とあるのは合否基準を設定し、その基準を満たす必要があるものである。
 - 身体検査の合否基準では、医療機関等において検査した身体検査書により「就業に支障がない」ことが必要である。また、さらに詳細な基準値(身長・体重・胸囲・視力・色覚)を満たす必要がある。(体重・胸囲は男性のみ)
- 7 最終合格者の決定方法
- 最終合格者は、試験種目別で設定している合否基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。
- 8 受験の方法及び受付期間

(1) 受験の手続

受験申込用紙の入手方法	直接請求する場合	青森県人事委員会事務局、青森県警察本部警務課、県内各警察署、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各地域県民局地域連携室、五所川原県税事務所、十和田県税事務所、西北地方農林水産事務所(鱒ヶ沢庁舎)、青森県東京事務所及び本県の各県外情報センターで配布する。
	郵送で請求する場合	封筒の表に「警察官B試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角2号)を同封のうえ、青森県人事委員会事務局又は青森県警察本部警務課のいずれかに請求すること。
	ダウンロードする場合	ホームページから受験申込用紙をダウンロードすること。
受験申込方法	直接持参する場合	受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼って青森県警察本部警務課に提出すること。
	郵送する場合	封筒の表に「警察官B試験申込」と朱書きし、簡易書留又は配達記録で青森県警察本部警務課に送付すること。受験申込書に必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、受験票には住所・氏名を明記のうえ50円切手を貼ること。受験申込書及び受験票は、折らずに郵送すること。
受験票の交付	受験票は受験申込書の持参、郵送を問わず9月8日(金)に発送する。 なお、受験票が9月15日(金)までに返送されない場合は、速やかに青森県警察本部警務課まで連絡すること。	

(2) 受付期間

8月7日(月)から9月1日(金)まで(ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。)

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

郵送の場合は、9月1日までの消印のあるものに限り受け付ける。

申込受付期間終了後の志望順位や試験地などの変更は認めない。

9 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

(1) 採用候補者名簿の作成

この試験の最終合格者は、合格した都県の作成する採用候補者名簿に登載される。

(2) 採用の方法

採用者は、各警察本部長又は警視總監からの請求に応じて、成績順に提示される名簿の中から決定される。

採用の時期は平成19年4月1日以降となるが、本人が辞退しない限りほぼ全員が採用となっている。

(3) その他

採用後は巡査となり、初任教養を受けるため10か月間警察学校(全寮制)に入校する。

警察学校卒業後は警察署の交番に配置され、その後、本人の適性等により、留置係、生活安全係、刑事係、交通係、警備係、機動隊などの業務に従事する。

10 試験結果の開示

青森県の採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例(平成10年12月青森県条例第57号)第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人(ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。)が、下表に掲げる書類を持参のうえ、青森県人事委員会事務局へ直接請求すること。

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は受け付けない。)

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
青森県の第1次試験不合格者(青森県のみを志望した者)	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位	第1次試験合格発表の日から1月間	青森県人事委員会事務局
青森県の第1次試験不合格者(他都県を第2志望とした者)		3月1日から1月間	
青森県の第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、総合得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から1月間	
[受験者本人が請求する場合に必要な書類] 受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、旅券等) [受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類] 受験者本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類(法定代理人自身の運転免許証、旅券等)並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本又は抄本等)			

11 昇任、初任給その他の給与

(1) 昇任

本人の努力次第で上級の警察官に昇任できる。

(2) 初任給その他の給与

ア 青森県の場合(平成18年4月現在)

初任給	手当関係	被服等
高校卒 156,200円	6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。	採用と同時に制服、制帽のほか、靴、ワイシャツ、ネクタイ、防寒衣等が支給される。
短大卒 169,900円		

平成18年度は給料月額額の2%が減額されている。

イ 青森県以外の都県の給与等については、それぞれの都県に問い合わせること。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十八号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成十七年国家公安委員会規則第十八号）附則第二条の規定に基づき、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）による改正前の警備業法第十一条の第三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者に対する警備員指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号、以下「講習規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成十八年七月十四日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 講習の区分、実施期間等

講習の区分	実施期間	実施時間
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習	平成十八年八月二十二日（火）から同月二十五日（金）までの四日間	午前九時から午後四時五十五分まで
法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る特例措置講習	平成十八年九月十三日（水）から同月十五日（金）までの三日間	午前九時から午後四時まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

各講習五十人（予定）

四 受講対象者

旧資格者証を有する者であつて、現に本特例措置講習に係る警備業務の区分の警

備員指導教育責任者として選任されている者若しくは選任される予定の者

五 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間及び受付時間

講習の区分	受付期間	受付時間
法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習	平成十八年七月二十八日（金）から八月三日（木）までの間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する行政機関の休日を除く。）	午前九時から午後五時までの間
法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る特例措置講習	平成十八年八月八日（火）から同月十四日（月）までの間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する行政機関の休日を除く。）	午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

次に掲げる区分により申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者は、青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二〇センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通に、旧資格者証の写しを添付すること。

5 受講手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

(一) 法第二条第一項第一号に規定する警備業務に係る特例措置講習 二万三千円
(二) 法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る特例措置講習 一万四千元

六 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

八 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭